

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 33 号
2 0 1 4 年 1 月 3 0 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「ダイヤ改正及び乗務員行路・交番」に関する申し入れ

表題について、解明及び諸要求・改善について以下のとおり申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 行路・交番作成に関する要求について

- ① 異常時などの泊り勤務は、安全第一の観点から、長時間乗務による肉体的・精神的疲労度を勘案し、最低でも6時間は睡眠時間を確保すること。
- ② 異常時などの泊り勤務は、本人の同意のない2泊3日及び3泊4日の勤務指定を行わないこと。
- ③ 行路作成において、泊行路は拘束時間を24時間以内とし、やむを得ない場合でもそれに近い時間とすること。
- ④ 食事時間確保の為の時間は最低でも40分は確保すること。
- ⑤ 不公平を是正するため、大交番制とすること。
- ⑥ 小交番制から大交番制へ戻さない根拠を明らかにすること。
- ⑦ 運転士の乗り組みパターンで、車掌月を入れる関係で2ヵ月予備が発生しているところは、これを解消すること。
- ⑧ 日勤行路は、遠距離通勤者（三重県・和歌山県等）を考慮し、出勤時間を8時半以降とし、退出を19時までとすること。
- ⑨ 日勤車掌行路における東京での労働外時間を2時間までとすること。

- ⑩ 運転士の「ひかり号・東京～新大阪通し運用」はやめて、名古屋段落ちとすること。
- ⑪ 基本行路を「変行路」として、拘束時間が24時間を大幅に超えたり、労働時間が16時間を超えるような行路作成を行わないこと。
- ⑫ 午前中及びW行路の出勤前訓練を指定しないこと。
- ⑬ 15時30分からの訓練は中止すること。
- ⑭ 訓練に関わる待機時間を労働時間とすること。
- ⑮ 運転士「W行路」及び車掌「W行路」等、労働時間が14時間を超える行路に対して訓練を指定しないこと。
- ⑯ 車掌行路の退出時の準備報告時間を3分増やし、退出点呼を8分前から実施すること。
- ⑰ 駅停車時分については、全駅とも停車時分を「1分」以上確保すること（45秒停車をなくすこと）。
- ⑱ 名古屋駅におけるAB廻しは、12分を確保すること。
- ⑲ 品川泊の起床後の、点呼箇所までの徒歩時分を労働時間に算入すること。

2. 行路・交番についての改善点について

- ① 泊行路の出勤時刻は9時以降、退出時刻は17時までとすること。
- ② 朝・夕食事時間を確保すること。
- ③ 睡眠時間は最低6時間以上を確保すること。
- ④ 日勤行路での東京の労働外時間を2時間以内に見直すこと。
- ⑤ 労働時間を16時間以内とすること。
- ⑥ 早朝及び最終「のぞみ」の運転時分を、他の「のぞみ」と比較して短く設定しないこと。

3. その他の要求について

- ① 列車本数が増える時期に総合職が異動等となり乗務員が足りない。十分な要員を確保すること。
- ② 予備月の勤務パターン（休日）は交番月と同様に前月10日に休日予定を発表すること。
- ③ 予備月の勤務確定は7日前とすること。
- ④ 年休の申し込み・抽選方法等について5所間で差異がある。大阪においても各労組代表による抽選の立ち会いを行うこと。
- ⑤ 東一運乗泊で使用しているベッドの老朽化が著しいものは取り替えること。また定期的に点検・取り替えを行うこと。
- ⑥ 先日営業時間が短縮された、東一運の食堂の営業実態を把握しているのか明らかにすること。
- ⑦ 本線走行中に異常等を感知して列車停止手配を行っても乗務員等への事情聴取等を行わないこと。また責任を追及しないこと。
- ⑩ 新大阪引上げ線3番線並びに4番線における列車防護スイッチの設置箇所を、駅同様に増設すること。また1番線並びに2番線使用再開に伴い同様の列車防護スイッチ設置とすること。

以上